

# 愛知県立半田工業高等学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも加害者にも被害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。生徒一人一人が大切にされているという実感を持つとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることのできる学校づくりに取り組んでいきます。また、実体験の乏しい生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取り組みの充実を図ります。

学校は、家庭や地域社会と連携を図り、いじめの「未然防止」「早期発見」に努めていきます。

## 2 いじめ防止対策組織について

### (1) いじめ対策委員会について

#### ア 委員会メンバー

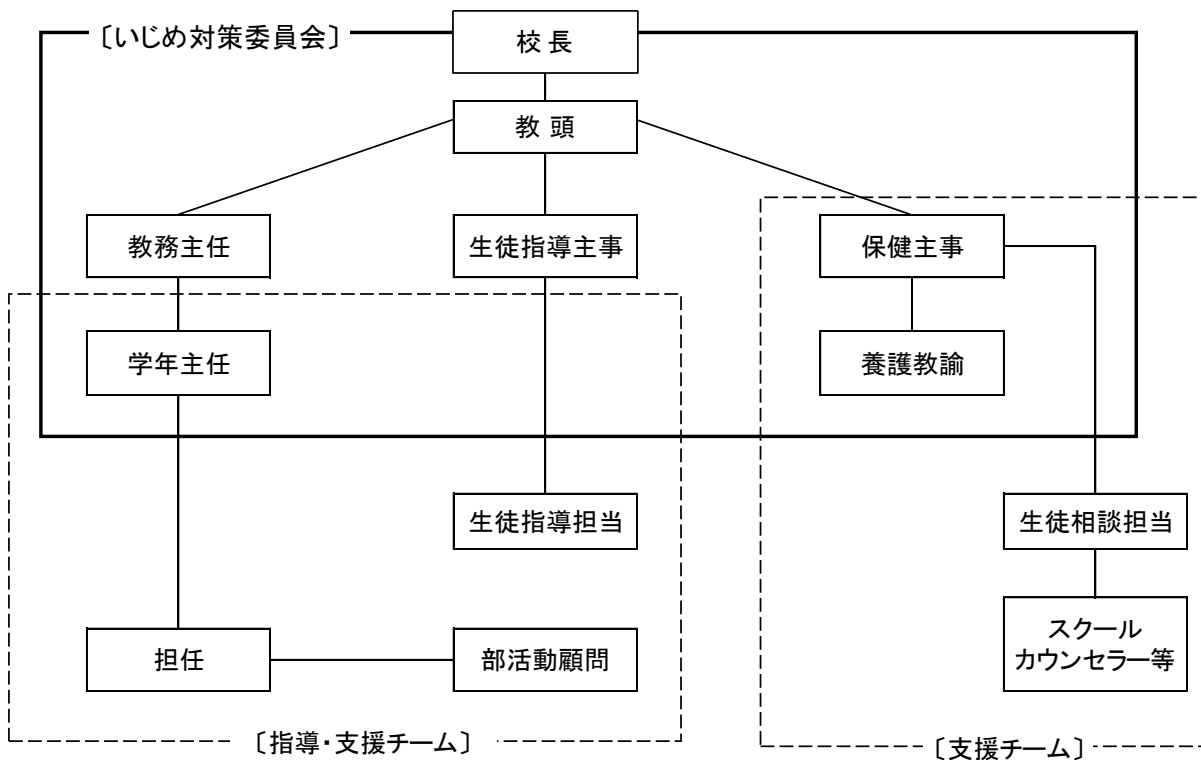
校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・保健主事・学年主任・養護教諭

\*必要に応じてメンバーは追加する。

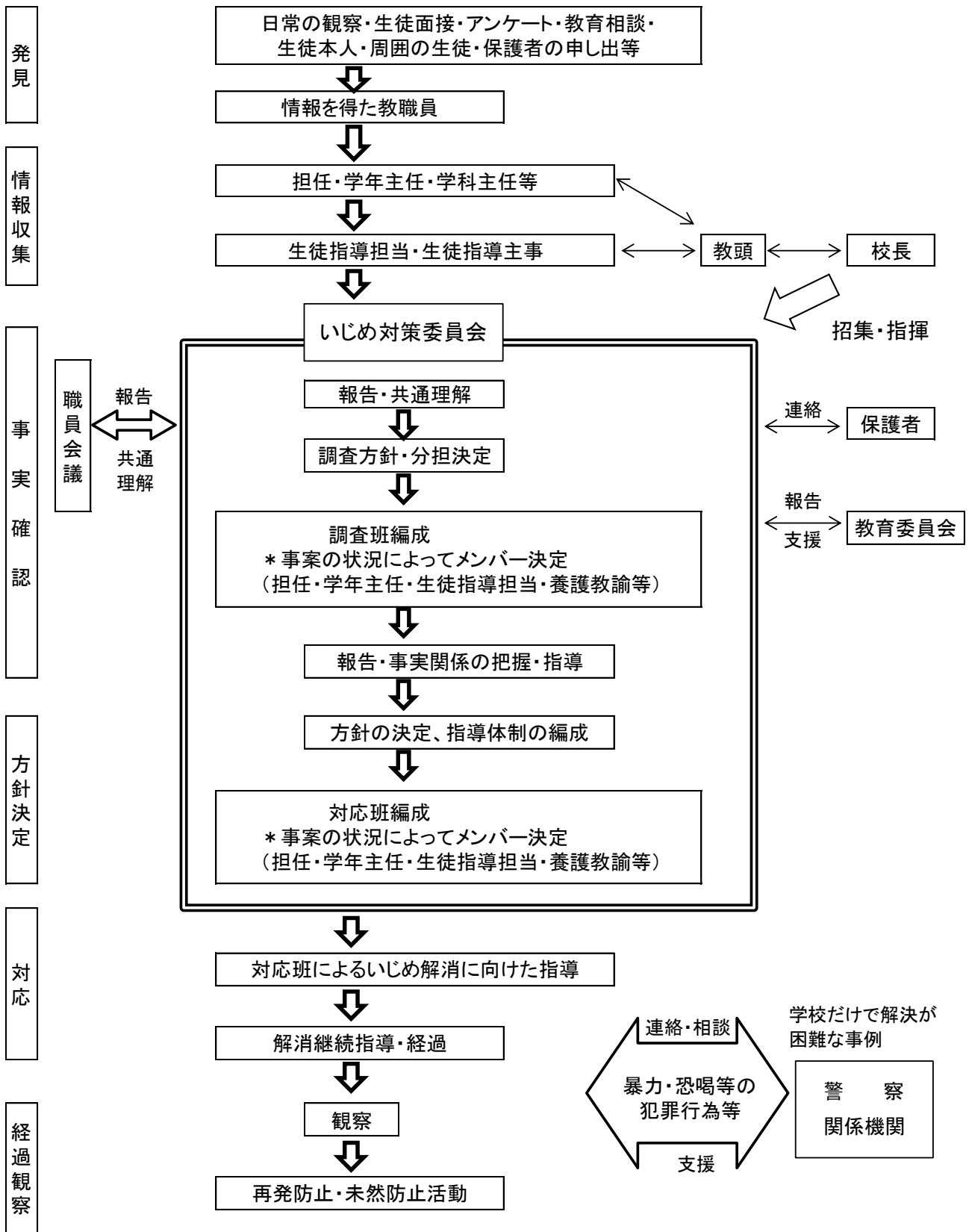
#### イ 指導・支援チーム

委員会が事案に応じて適切な教員、外部専門員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行う。

### (2) いじめ対策委員会の組織図



(3) いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

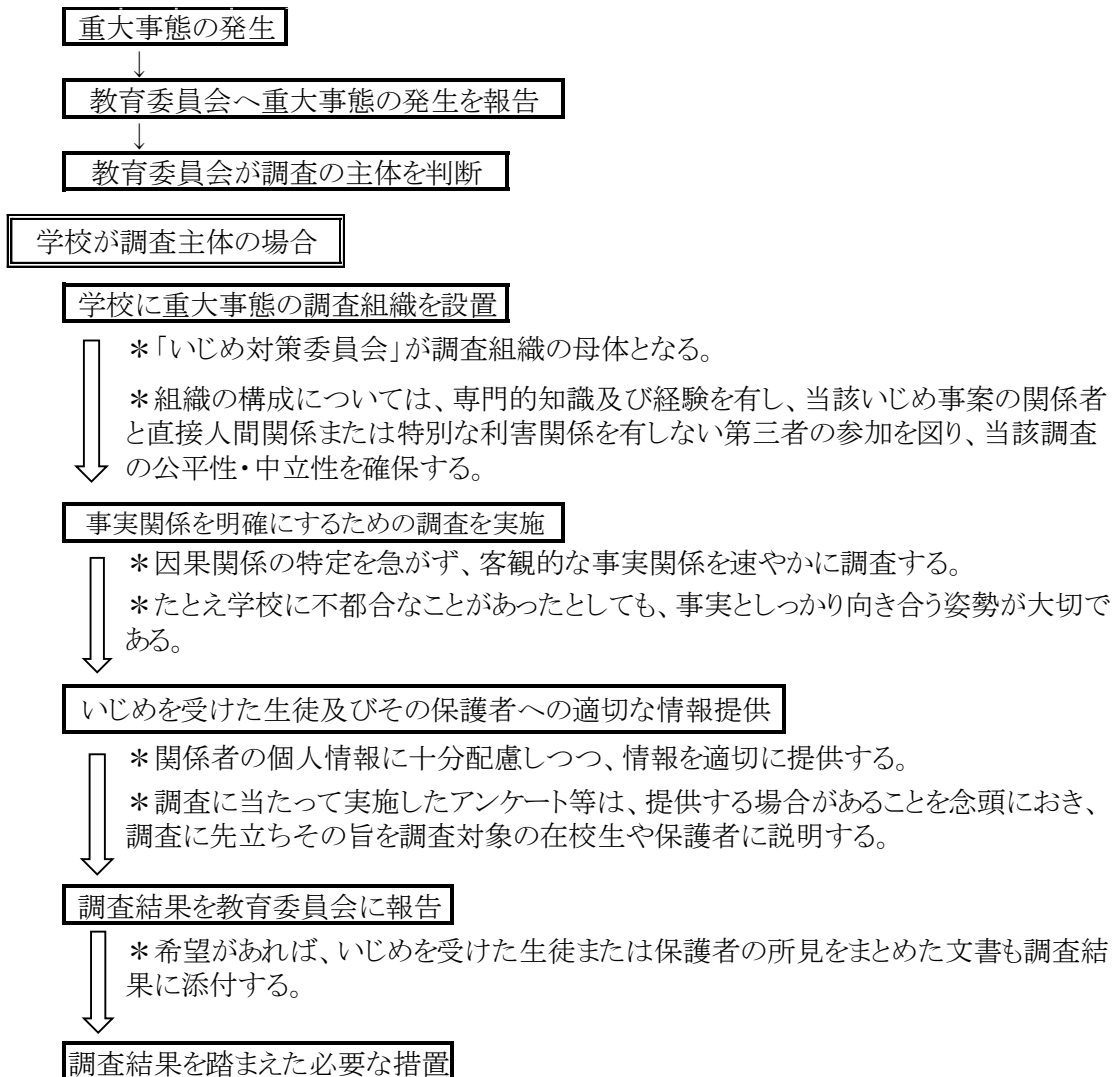


\*いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

\*いじめの解消に向けて取り組むに当たっては迅速な対応を行う。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識のずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応する。

#### (4) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、対応を協議する。学校が調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」が調査の主体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。



### 3 いじめ防止等に関する具体的な取組について

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職教育を充実させ、すべての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・ボランティア活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」で組織的に対応する。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ対策委員会」に報告し、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「生活実態調査」(年2会)の実施や教育相談の充実を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

(4) いじめ防止指導計画

いじめを未然に防止し、早期発見のために以下の年間計画を立てて継続的、日常的にいじめ防止を図る。

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日の健康調査の実施（全学年）保健厚生部</li> <li>・「高校へ入学するみなさんへ」配付（1年）生徒指導部</li> <li>・オリエンテーション（人権・相互理解について）（1年）生徒指導部</li> <li>・相談室利用の周知（全学年）保健厚生部</li> <li>・クレペリン検査（全学年）生徒指導部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒面接（全学年）担任</li> <li>・登校指導（毎日）職員・生徒指導部</li> <li>・下校指導（不定期）職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担任会、保健厚生部会、学年主任会者等で定期的な情報交換</li> <li>・「いじめ対策基本方針」説明、周知 生徒指導部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月20日交通指導、挨拶運動 生徒指導部・職員・交通委員</li> <li>・「課題研究」で地域へのボランティア（3年）学科</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレペリン説明会（教職員）生徒指導部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレペリン検査結果報告（教職員） 生徒指導部</li> <li>・生活実態調査（全学年）担任・生徒指導部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現職研修（生徒理解）生徒指導部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーン作戦 生徒会</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬物乱用防止講話（全学年）生徒指導部</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現職研修（生活アンケート調査結果）生徒指導部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA登校指導 総務</li> <li>・体育祭参観 総務・生徒会</li> </ul>
7月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・1学期の取組状況確認 生徒指導部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者会 教務・担任</li> <li>・PTA委員会報告 総務</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターンシップ（2年）学科</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動（養護学校・福祉施設訪問）生徒会</li> <li>・学校評議員会 教頭</li> </ul>

9月		・生徒面接（全学年） 担任	・2、3学期「いじめ防止取組」説明・周知 生徒指導部	
10月	・情報モラル教育（全学年） 生徒指導部			・授業参観週間 教頭 ・クリーン作戦 生徒会
11月		・生活実態調査（全学年）担任・生徒指導部		・PTA登校指導 総務 ・文化祭参観、バザー 生徒会・総務
12月	・人権講話（全学年） 生徒指導部		・現職研修（生活アンケート調査結果） 生徒指導部 ・2学期の取組状況確認 生徒指導部	・保護者会 教務・担任 ・学校評価委員会（アンケート・報告） 教務
1月		・生徒面接（全学年） 担任		
2月				・学校評議員会 教頭 ・クリーン作戦 生徒会
3月	・情報モラル講話（新入生オリエンテーション） 生徒指導部		・3学期の取組状況確認 生徒指導部 ・次年度の取組について 生徒指導部	